

**重要！必ず確認してください！**

## **新型コロナウイルス感染症**

# **第5類感染症への移行に伴う公欠対象者、 公欠手続きの変更について**

新型コロナウイルスの感染症法上の分類が第2類相当から第5類に移行（令和5年5月8日適用）することを受け、令和5年4月1日以降、公欠対象者、公欠手続きの方法について変更することになりました。

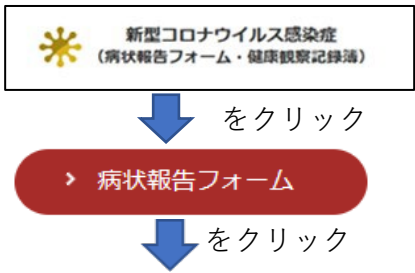
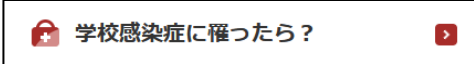
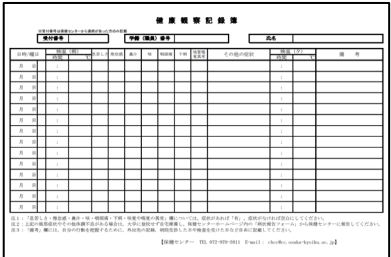



詳細については、下記ページを必ず確認してください。

- ・<新型コロナウイルス感染症 公欠に関する取扱い変更点>
- ・<新型コロナウイルス感染症「第5類感染症になったら何が変わるの？」>

**下へスクロールしてください**



# <新型コロナウイルス感染症 公欠に関する取扱い変更点>

	従来(～2023. 3月末)	2023.4/1～5/7	2023. 5/8～
公欠対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性者</li> <li>・濃厚接触者</li> <li>・体調不良者 (ワクチン接種後も含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性者</li> <li>・濃厚接触者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性者のみ</li> </ul>
申請	<p>保健センターホームページ</p>  <p>をクリック</p> <p>をクリック</p> <p>病状報告フォームを入力、送信。</p>	<p>保健センターホームページの</p>  <p>をクリック</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「公欠証明書【学校感染症】交付願」を印刷し、本人が必要箇所を記入</li> <li>2. 陽性証明ができるいずれかのものを準備。 (下記参照)</li> <li>3. 登校可能となれば、保健センター窓口へ上記1. 2を持参。</li> </ol> <p>※陽性者は1.2の書類が完備されている場合に限り公欠対象とします。</p>	
公欠手続き	 <p>健康観察記録簿を提出</p>	<p>陽性証明ができるもの (いずれか1つ)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>検査結果用紙</p>  <p>※検査日・名前が記載されていること</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>登校許可証明書</p> <p>保健センターホームページからダウンロードし、医師に記載してもらう</p>  <p>※病院によっては、文書料金が発生することもあります</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>診断書</p>  <p>※病院へ文書料金を払う必要があります</p> </div>	<p>濃厚接触者</p> <p>なし</p> <p>【保健センター窓口にて聞き取りをします。】</p>
提出書類			
発行	メール	窓口発行	※混雑状況によっては、当日発行が困難な場合があります。

# 新型コロナウイルス感染症

## 「第5類感染症になったら何が変わるの？」

### Q1.大学では、今までと何が変わりますか？

令和5年4月1日以降、主に公欠対象者と公欠の手続き方法が変わります。

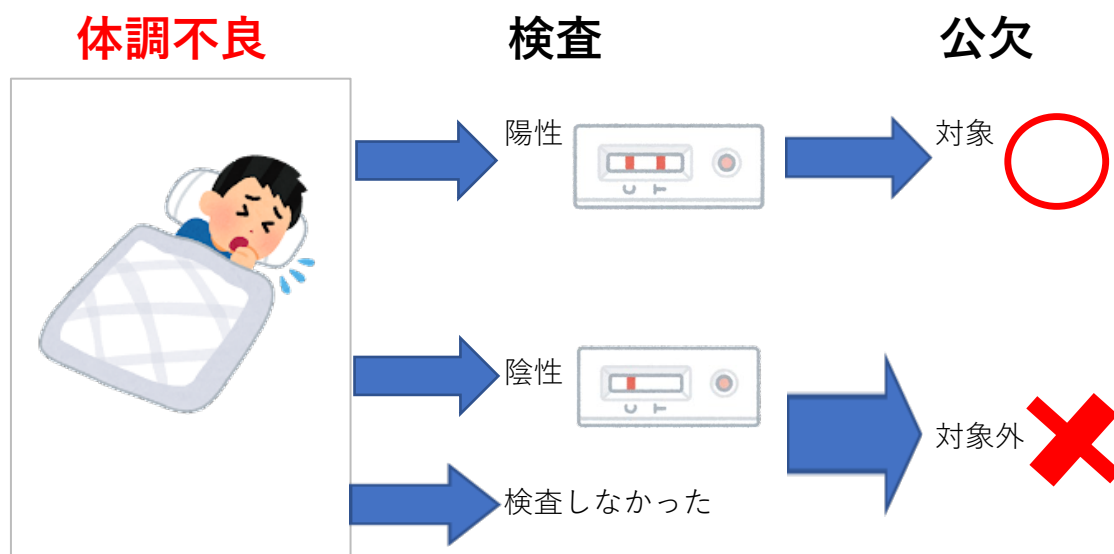
4月1日以降、公欠対象は陽性者と濃厚接触者のみとなります。また5月8日以降は「濃厚接触者」としての自宅待機は不要となりますので、陽性者のみが公欠対象となります。

公欠の手続き方法についてはQ3を確認してください。

	従来(～2023.3月末)	2023.4/1～5/7	2023.5/8～
公欠対象者	・陽性者 ・濃厚接触者 ・体調不良者 (ワクチン接種後も含む)	・陽性者 ・濃厚接触者	・陽性者のみ

### Q2.発熱していたので授業を欠席しましたが、公欠扱いになりますか？

令和5年4月1日以降、体調不良があるだけでは公欠対象にはなりません。新型コロナウイルス陽性となり、陽性結果を証明できる書類(Q3参照)を提示された方のみが公欠扱いとなります。検査結果が陰性だった、または検査をされていない方は、公欠対象外となります。



### Q3.公欠の手続きはどのように変更されますか？

令和5年4月1日以降、主に公欠手続きの申請方法、提出書類、発行方法が変わります。  
下記の図を参考に手続きの変更点を確認してください。

